

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
1	事業者募集要項	8	第4章 応募者に関する条件	参加資格要件として、貴組合の構成市町村に競争入札参加資格申請を行っていないくても入札へ参加できるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	事業者募集要項	8	第4章 4.1(1) 応募者の構成等	・複数の事業者による共同企業体(JV)を組成し、応募することを予定しています。その際には、共同企業体(JV)の設立時期・設立期限、協定書等の提出の要否等について、ご教示ください。	提出必須としては求めませんが、提出できる写し等がありましたら提出して下さい。
3	事業者募集要項	9	第4章 応募者に関する条件	業務実績に係る参加資格要件として①、②の受託実績を1件以上有していることとありますが、契約期間が平成27年3月31日までの場合は参加資格要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	業務が完了しているものを実績とします。
4	事業者募集要項	11	第 4 章 , 4.4(3) 事業者募集要項等に関する質問に対する回答の公表	・公平に情報提供されるように、全ての質問者からの質問に関する回答が貴組合のホームページにて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	事業者募集要項	14	第 4 章 , 4.5(4)4) 提出書類の使用等	・「・・・ただし、本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれを無償で使用することができるものとする。」となっているが、「・・・ただし、本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合は事前に各応募者に確認した上で、これを無償で使用することができるものとする」として頂きたいです。 ⇒(理由)目的内使用であるとはいえ、入札参加者の営業的、技術的秘事項や知的所有権等を含んだ資料を開示、配布する場合には、事前に各応募者に確認の上で使用して頂きたいです。	原文のとおりとしますが、応募者の知的財産権の保護等の観点から、当然に応募者に対する事前の確認を行います。
6	事業者募集要項	19	第 7 章 , 7.1(2)1) 委託料の構成	固定費 ii 運転管理費の中に水道基本料金、変動費の中に水道使用料金が含まれていますが、要求水準書45ページ第12章組合の業務1.4用役(電気、上水、ガス)の調達の中で、組合の業務範囲に水道の調達が含まれています。両者の整合が取れていませんが、いずれが正しいのでしょうか。	水道基本料金は固定費 ii に含むものとして、要求水準書を修正します。
7	事業者募集要項	20	第 7 章 , 7.1(2)2) 運転準備期間に関する取扱い	・「受託者は、本件施設の試運転期間中に、施工企業から本件施設に係る運転教育を受けなければならない」、「受託者の運転等準備に係る費用のうち、人件費については組合が負担し、・・・」という記述がございます。これに関し、具体的には、試運転期間である平成27年6月1日から平成27年12月31日までの期間における運転教育を受けさせるために受託者にて準備した人員に関する人件費は全て貴組合より負担して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	組合では9月～12月の人件費を想定しています。
8	事業者募集要項	21	第 7 章 , 7.1(6) 地域への配慮	①地元活用について、具体的な人数及びどのような内訳を想定しているらっしゃるかご教示ください。②また、貴組合ご回答を上回提案は可能でしょうか。	①既設施設の職員(地元からの採用を含む)30名程度を想定しています。 ②必要が認められる追加的地元活用提案は可とします。その費用については組合と受託者の協議により決定するものとします。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
9	事業者募集要項	21	第 7 章 , 7.1(7) 業務の委託	・「本件施設の運転管理、日常的な設備の点検・検査等に係る業務など主たる業務は受託者自らが実施するものとし、構成員を含む第三者への委託は認めない。」となっていますが、他の業務と同様に組合から事前に承諾を得た場合はこの限りではないと変更して頂けないでしょうか。	変更します。但しごみ処理の処理責任は受託者にあるものと考えます。
10	事業者募集要項	25	別表1 受託者が行う主な業務の一覧	・受入管理の「計量」及び「プラットホーム監視」について、受託者の役割として○が付いています。これは計量及びごみ処理手数料收受代行等の「計量」業務を行う人員及び搬入車両の誘導・指示、溶融処理不適物の検査等の「プラットホーム監視」業務を行う人員を溶融施設本体及び粗大ごみ処理施設本体の運転業務を担う人員とは別に受託者側で準備する、即ち、「計量」業務及び「プラットホーム監視」業務を受託者へ委託するという理解でよろしいでしょうか。	計量、プラットホーム監視も本業務に含みます。
11	事業者募集要項	25	別表1 受託者が行う主な業務の一覧	・見学者対応は○：受託者が責任を負うとなっているが、△：組合と受託者が協力し行うとして頂きたいです。 ⇒(理由)本施設は公設公営により運営がなされることになり、地元を初め地域の皆様方との接点の中で、受託者が前面に立つのではなく、貴組合が前面に立たれて、受託者がサポートをさせて頂く方がその意義や効果はより伝わることになると思料致します。	原文のとおりとします。
12	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 (法令等変更 (税制変更を 含む)	・事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更の「直接」を削除して頂きたいです。 ⇒(理由)直接ではなく、間接の場合でも業務遂行に多大な影響を与える場合があると思料致します。 (例：道交法の改正により、通常の資材・薬品類輸送ルートで大型トラックが通行禁止となった場合、中小型トラックにて輸送することでコストアップにつながる等)	原文のとおりとします。
13	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 (許認可取得)	・受託者が取得すべき許認可とは具体的にはどのようなものを想定されていますでしょうか。	現時点では具体的に想定していませんが、将来的に必要性が生じた場合を想定しています。
14	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 (住民対応)	・「受託者が行う調査、運営・維持管理に関わる住民反対運動、訴訟」となっていますが、「善管注意義務違反があった場合」と加えて頂きたいです。 ・また、組合に△：従分担を加えて頂きたいです。 ⇒(理由)受託者は、事業主である貴組合の委託を受け業務を遂行しますので、貴組合として元来有する廃掃法上の責任は免れないものと思料致します。また、事業実施に起因する住民反対運動や訴訟が発生した場合のリスクを全て受託者が負担することは合理的でないと思料致します。	原文のとおりとします。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
15	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 (調査内容に関するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「受託者が実施した調査等によるもの」とありますが、具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。 ⇒(理由)上記No. 14住民対応も同様であります。そもそも本業務を遂行する場合には貴組合の指示乃至は承認を受けて実施することとなり、弊社が独自に実施しているものではないと思料致します。 	具体的には想定していません。
16	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 (事業の中止延期)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の指示等によるもので受託者が従負担となっているのを削除頂きたいです。 ⇒(理由)組合の指示等によって事業の中止・延期となる場合には、受託者側に負担すべきリスクはないのではないかと思料致します。 	原文のとおりとします。
17	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 (周辺環境の保全)	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたものとなっておりますが、「善管注意義務違反があった場合」と加えて頂きたいです。 ・また、組合に△：従負担を加えて頂きたいです。 ⇒(理由)受託者は、事業主である貴組合の委託を受け業務を遂行しますので、貴組合として元来有する廃掃法上の責任は免れないものと思料致します。また、事業実施に起因する住民反対運動や訴訟が発生した場合のリスクを全て受託者が負担することは合理的でないと思料致します。 	原文のとおりとします。
18	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 (土地の瑕疵)	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者の業務に起因する土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するものとなっておりますが、「善管注意義務違反があった場合」と加えて頂きたいです。 ・また、組合に△：従負担を加えて頂きたいです。 ⇒(理由)受託者は、事業主である貴組合の委託を受け業務を遂行しますので、貴組合として元来有する廃掃法上の責任は免れないものと思料致します。また、事業実施に起因する住民反対運動や訴訟が発生した場合のリスクを全て受託者が負担することは合理的でないと思料致します。 	原文のとおりとします。
19	事業者募集要項	27	別表3 リスク分担表 物価変動	注2「事業開始後の物価変動については、一定程度」までとありますが、一定程度とは、具体的にどの程度でしょうか。ご教示お願いします。	業務委託契約書(案)別紙2 2. 委託料の改定方法に示すとおり、1.5%を超える場合です。
20	事業者募集要項	28	別表3 リスク分担表 (ごみ量変動、ごみ質変動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量変動及びごみ質変動について、受託者が従負担になっているのを削除頂きたい。 ⇒(理由)計画した廃棄物量が確保できない、計画した廃棄物質が確保できない場合は、受託者は全くコントロールできる状況ではなく、リスクを負担することは合理的でないと思料致します。 	従負担としての理由は、ごみ量変動及び計画ごみ質内でごみ質変動に係るリスクを有するとの意味であり、原文のとおりとします。
21	事業者募集要項	28	別表3 リスク分担表 (終了手続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・終了手続きの欄はSPCを設立する前提の項目かと思料致します。削除して頂きたいです。 	削除します。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
22	事業者募集要項	28	別表3 リスク分担表 注2	・「注2：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は受託者の負担であり、・・・」とありますが、「一定程度」の範囲については、落札者決定後に契約締結に至るまでの間に協議させて頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	業務委託契約書（案）別紙2 2. 委託料の改定方法に示すとおり、1.5%を超える場合です。
23	事業者募集要項	28	別表3 リスク分担表 注3	・「注3：不可抗力による各年度における費用負担については、一定程度までは受託者が負担し、・・・」とありますが、「一定程度」の範囲については、落札者決定後に契約締結に至るまでの間に協議させて頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	業務委託契約書（案）別紙6に示すとおりです。
24	事業者募集要項	28	別表3 リスク分担表 注5	・「注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。」とありますが、計画ごみ質の範囲内であるかの委託者・受託者間での検証方法及び範囲外になった際の精算方法等については、落札者決定後に契約締結に至るまでの間に協議させて頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。受託者から提案を受け、協議を行うものとします。
25	要求水準書	2	第1章 1.6 組合の業務範囲	・(4)用役(電気、上水、ガス)の調達となっていますが、募集要項19ページの第7章、7.1(2)1委託料の構成b固定費ii運転管理費の中に水道基本料金、変動費の中に水道使用料金が含まれており、両者の整合が取れていませんが、いずれが正しいのでしょうか。ご教示ください。	水道基本料金は固定費iiに含むものとして、要求水準書を修正します。
26	要求水準書	5	第1章第2節 2.11 関連行事等への協力	組合等が行う行事等とありますが、具体的にはどのような行事がありますか。ご教示をお願いします。	具体的には想定していませんが、例えばサイクルフェア、地域の行事等が考えられます。
27	要求水準書	5	第2章 2.11 関連行事等への協力	・貴組合等が行う行事等とは、具体的にはどのようなものを予定されていますでしょうか。	具体的には想定していませんが、例えばサイクルフェア、地域の行事等が考えられます。
28	要求水準書	5	第1章第2節 2.12 許認可の取得	必要とされる許認可とありますが、許認可とは具体的にどのような認可を想定されていますか。ご教示をお願いします。	現時点では具体的に想定していませんが、将来的に必要性が生じた場合を想定しています。
29	要求水準書	9	第2章 2.16 公害防止基準イ 溶融スラグの基準	①「JISA5031及びJISA5032に合致するものとする」とありますが、これは「JISA5031及びJISA5032に準拠し、受入先の基準に合致するものとする」という理解でよろしいでしょうか。 ②また、溶融スラグは地元での公共工事をはじめとした地産地消を推進することが安定的なリサイクルのポイントとなりますので、受入及び利用先の開拓に関しては、貴組合並びに構成市町のご協力を賜りたいと存じます。	①についてはお見込みのとおりです。 ②については組合として構成市町に協力を求めています。利活用先の開拓・確保は受託者の業務範囲と考えます。
30	要求水準書	10	第2章 2.19 本件施設における施工企業の所掌範囲	・「・・・規定している施工企業の所掌範囲、表1-2-10、表1-2-11の表のとおりであり、・・・」とありますが、これは表1-2-11、表1-2-12の表の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりであり修正します。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
31	要求水準書	13	第1章第2節 2.20 車両・重機等	必要な車両・重機等は、受託者自らの責任において調達とありますが、重機の種類、数量は受託者の判断による選定で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	要求水準書	16	第5章 5.1(1)事業期間終了時の取り扱い	「・・・事業期間終了後も施設を継続して使用することに支障がない状態・・・」とありますが、具体的にはどのような状態のことを意図されているのでしょうか。	事業終了による引渡し後、通常運転ができる状態で、かつ、合理的な範囲での維持管理を行えば、本業務終了後も継続使用できる状態です。
33	要求水準書	16	第5章 5.1(3)事業期間終了時の取り扱い	「・・・継続して組合が運転するなかで、本件施設の運転等に不具合等が発生した場合、受託者は不具合等への改善に対して協力をを行うこと」とありますが、具体的にはどのくらいの期間の協力を想定されていますでしょうか。	不具合等の状況にもよるため、協議により決定するものとしします。
34	要求水準書	16	第5章 5.2事業期間終了後の運営方法の検討 (2)	・ア 新たな事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する受託者が所有する資料の開示とありますが、開示の際には受託者に事前の確認を取るようになっています。 ⇒(理由)組合の検討に協力はさせていただきますが、受託者の営業的、技術的秘事項や知的所有権等を含んだ資料を開示すると受託者の事業における競争力に関して重大な影響が生じるため、事前に受託者に確認の上で使用して頂きたいです。	当然に受託者の知的財産権等の保護の観点から、事前の確認を行うものと考えます。
35	要求水準書	17	第5章 5.2事業期間終了後の運営方法の検討 (5)	「・・・事業期間中の次の事項に関する費用明細・・・」とは、様式第18号-2、3にて提出する業務委託費に関するア人件費からオその他必要な経費までの業務委託費明細を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書	18	第2章第1節組織計画の作成及び人員の配置	(4)受託者は、第3種電気主任技術者の資格を有するものを配置することとありますが、電気保安法人等に外部委託し、主任技術者に選任してもよろしいのでしょうか。ご教示をお願いします。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書	19	第2章 2.2業務計画書の作成 表2-2-1	・運転管理業務に関しての各種業務計画書の作成に関しては、貴組合より日、週、月、年におけるごみの搬入計画を受領後、その内容に沿って作成するものという理解でよろしいでしょうか。	年度計画量、月別計画量を示します。
38	要求水準書	19	第2章 2.2業務計画書の作成 表2-2-1	・その他関連業務等における緊急防災マニュアル等については、貴組合の防災マニュアル、緊急対応マニュアル等を受領後、その内容に沿って作成するものという理解でよろしいでしょうか。	組合の防災マニュアル、緊急対応マニュアル等はありません。
39	要求水準書	20	第2章 2.3業務報告書の提出	「・・・日報、月報、年報その他の報告書は、それぞれの所定の提出期限まで」とありますが、提出期限については、業務報告書の様式、記載方法と合わせて協議させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書	23	第3章 1.1受入管理	・ごみの受付は土曜日もありますが、貴組合へのごみ処理手数料の引渡しはどのようにすればよろしいでしょうか。	受託者が保管し、翌開庁日に組合に引き渡すものとしします。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
41	要求水準書	25	第4章 1.3 運転管理 計画の作成 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の年間運転管理計画を対象年度の前年の10月末日までとなっていますが、12月末日までとして頂きたいです。 ⇒(理由)10月末日では約半年も前になるため、より正確な年間運転管理計画を立案するには12月末日までとした方が良いと思料致します。 また、委託契約書第23条第1項では、前年の12月末日までとなっています。どちらが正しいのでしょうか。 	前年の10月までとし、委託契約書第23条第1項を10月末日までと修正します。
42	要求水準書	26	第4章 第1節 1.7 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 「調達の対象には、組合が使用する居室、会議室等を含む施設内の電球等の備品も含む」とありますが、貴組合範疇の居室等の電球交換は受託者業務に含まれるということでしょうか。また、「電球等の備品も含む」とありますが、電球以外にも調達品はありますか。ある場合は具体的にご教示ください。 	組合事務室・会議室の電球交換は含みません。組合事務室・会議室に係る備品・消耗品は組合が手当てするものとします。
43	要求水準書	28	第4章 2.6 日常点検 等(4)	<ul style="list-style-type: none"> 貴組合が別途委託する維持管理業務の受託者(44ページ1.7も同様)とは、具体的にどのような方を想定されているのでしょうか。貴組合が別途委託される予定の法定点検業務を委託する者ということでしょうか。 	お見込みのとおりです。
44	要求水準書	28	第4章第2節 2.6表4-2-1 日常点検の点 検内容	<ul style="list-style-type: none"> 表中の作業内容に補修とありますが、本計画では日常点検に補修業務は含まれないと考えますが、無いものと考えて宜しいでしょうか。 	基本的には補修の発生は想定していませんが、建設業者の瑕疵担保で対応できない軽微な補修を含むものとします。補修の必要性が生じた場合、費用については協議できるものとします。
45	要求水準書	28	第4章第2節 2.7 (4) 保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 組合は、特定部品の供給について施工業者と協定を締結とありますが、特定部品とは具体的にどのようなもののでしょうか。また、施工業者と協定とありますが、受託者のことでしょうか。ご教示をお願いします。 	現在、施設を建設中の施工業者が指定する施工業者の知的財産権等に係る部品を指します。協定は、組合と施工業者の間で締結し、特定部品が必要な場合の調達を組合が円滑に行う内容となります。
46	要求水準書	29	第4章第3節 3.1(5) 年間運転日数	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1炉あたりとありますが、マテリアルリサイクル推進施設のため誤記と考えて宜しいでしょうか。 	「一炉あたり」を削除します。
47	要求水準書	38	第8章 1.4 資源化物 の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 組合と受託者の協議や売却代金の一部を受託者に収受させる基本的な考え方をご教示ください。 	受託者の資源化物の利活用提案に基づき協議により決定するものとします。
48	要求水準書	39	第9章 1.3 電力の取 扱い(2)	<ul style="list-style-type: none"> 余熱利用推進について、売電収入を貴組合帰属とされていますが、民間の努力やノウハウによる余熱利用最大化の観点から売電収入を民間帰属として頂くことは可能でしょうか。 	余熱利用極大化の観点及び民間努力の発揮の観点から、電力購入費を受託者が負担するものとし、売電収入は、組合と受託者で配分するものとします。 様式第18号、18号-2、18号-3（「業務委託費」）に電力購入費を計上し、その電力購入料に相当する売電収入をマイナス計上するものとします。 電力購入費に相当する売電収入については、受託者が収受するものとします。電力購入費を上回る売電収入に係る組合と受託者の配分の考え方については、施設の発電能力を踏まえ、様式15号（「運転管理」）に含めて提案するものとし、組合と受託者の協議により契約に定めるものとします。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
49	要求水準書	39	第9章 1.3 電力の取扱い(2)	・電力に関しては、貴組合が電力会社との契約者であり、買電も売電も貴組合に帰属するものと理解しております。しかし、最終行の「売電に当たっては、FIT法の適用を受けるものであり、複数社から見積を徴集し最高値を提示した者に売却すること」とありますが、売却することが出来るのは受託者ではなく、契約者である貴組合であると思料致します。従って、この記述の意味合いについてご教示ください。	No. 48の回答のとおり、買電・売電とも受託者に帰属することとしますので、本質問の回答に代えます。
50	要求水準書	43	第11章 1.2 住民対応(4)	・本件施設の維持管理状況に係る情報公開に必要な資料（ホームページ掲載用html データを含む。）を作成し、組合に提出することとありますが、「組合の指示を受けて、本件施設の維持管理状況に係る情報公開に必要な資料（ホームページ掲載用html データを含む。）の作成に協力すること」として頂きたいです。 ⇒(理由)どのデータをどのような形でホームページ等に掲載するかは貴組合にて企画、決定されるので、受託者はご指示を頂いた上で資料作成等に協力させて頂くのが実態であると思料致します。	原文のとおりとします。
51	要求水準書	43	第11章 1.4 警備(4)	・警備については、防犯警備設備が設置されるように本施設の発注仕様書にて規定されているため、その防犯警備設備を用いた機械警備を実施するという警備計画を作成するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書	44	第11章 1.8 提案事業	・貴組合にとってもメリットのある提案事業を行った場合には、提案事業に係る費用について協議をさせて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	提案事業については要求水準書から削除します。
53	要求水準書	45	第12章 1.4 用役（電気、上水、ガス）の調達	・ここでは、組合が水道を調達することになっていますが、募集要項19ページ第7章、7.1(2)1)委託料の構成 b 固定費 ii 運転管理費の中に水道基本料金、変動費の中に水道使用料金が含まれています。両者の整合が取れていませんが、いずれが正しいのでしょうか。ご教示ください。	水道基本料金は固定費 ii に含むものとして、要求水準書を修正します。
54	委託契約書	2	第2条 第4項 (総則)	・「受注者の責めに帰すべき事由により、本件業務に追加の費用が発生した場合には、受注者がこれを負担する」となっているが、「追加の合理的な費用」として頂きたいです。 ⇒(理由)同条第3項及び第5項でも「追加の合理的な費用」となっており、合わせて頂きたいです。	原文のとおりとします。
55	委託契約書	4	第9条 第1項 (再委託等の禁止)	・「・・・なお、本項に基づき業務を受託し又は請負った下請負人が・・・」と再委託だけでなく、再々委託でも発注者の承諾があれば可能としているのは、廃掃法上の制約も踏まえるとどの範囲までを想定していらっしゃるのでしょうか。	受託者の判断で提案するものとします。
56	委託契約書	5	第13条 第1項 (ユーティリティーの確保)	固定費 ii 運転管理費の中に水道基本料金、変動費の中に水道使用料金が含まれていますが、要求水準書45ページ第12章組合の業務1.4用役(電気、上水、ガス)の調達の中で、組合の業務範囲に水道の調達が含まれています。また、業務委託書第13条第1項でも用水は貴組合負担となっています。両者の整合が取れていませんが、いずれが正しいのでしょうか。ご教示ください。	水道基本料金は固定費 ii に含むものとして、要求水準書を修正します。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
57	委託契約書	7	第21条第5項 (受入管理)	・「・・・当該直接搬入ごみが委託者の定める受入基準を満たしていない場合は、受入しないものとし、その旨を速やかに委託者に報告する」とありますが、万一、直接搬入ごみの持込者が、受託者の案内や指示に従わなかった場合は、どのように対応すればよろしいでしょうか。	組合に報告の上、指示を仰ぐこととします。
58	委託契約書	8	第28条第2項 (異常事態への対応)	・「受託者は自己の負担で本件施設が異常事態に至った原因の究明及びその責任の分析等を行う」とありますが、これに「なお、原因の究明、責任の所在の分析を行った結果、異常事態が受託者の責任によるものではないことが判明した場合、委託者は受託者が負担した費用を支払う。」という条項を追記頂きたいです。 ⇒(理由)帰責事由により費用の負担者を決定することが合理的であると思料致します。	原文のとおりとしますが、係る事項の場合の協議を否定するものではありません。
59	委託契約書	9	第32条第2項 (本件施設の 運転の停止 の際の取扱い)	・「・・・委託者は、受託者に対し、周辺地方公共団体等の廃棄物処理施設へのごみ搬入、及びごみ処理に要した費用を請求するものとし・・・」とありますが、この場合、当初受託者に支払う予定の予算(=変動費の契約額)を越える範囲の差額について、受託者に請求するものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	委託契約書	9	第33条(本件 施設の運転 の停止に伴う 費用負担及び 委託料の減額)	・受託者の責めに帰すべき事由を原因とする第30条から第32条までに定める対応に要する費用について、全て受託者が負担することとなっておりますが、上限のない大きな負担になり、受託者としても大変リスクが大きくなり、入札参加の大きな障壁になりまします。従って、受託者の負担額の上限を上記No. 59の変動費の差額分と固定費を合わせたところで当該年度の固定費の50%までとして頂きたいです。	原文のとおりとします。
61	委託契約書	10	第35条第3項 (処理対象物 の性状)	・受託者は、処理不適物の混入があった場合はそれを排除するよう善管注意義務に基づき努力しますが、それをもってしても混入を止められず、ごみピットに搬入されてしまった場合には、受託者は免責という項目を追加して頂きたいです。 ⇒(理由)本業務は善管注意義務に基づいて遂行することが根底にあると思料致します。	原文どおりとします。
62	委託契約書	10	第35条第3項 第41条第3項 (処理対象物 の性状)	・受託者は、処理不適物の混入があった場合はそれを排除するよう善管注意義務に基づき努力しますが、それをもってしても混入を止められず、ごみピットに搬入されてしまった場合には、受託者は免責という項目を追加して頂きたいです。 ⇒(理由)本業務は善管注意義務に基づいて遂行することが根底にあると思料致します。	原文どおりとします。
63	委託契約書	13	第48条(補修 の実施)	・本業務において、補修業務及び法定点検業務は受託者の範囲外であるので、本条は削除してよろしいのではないのでしょうか。	お見込みのとおりであり修正しますが、軽微な補修については実施して下さい。No. 44の回答も併せてご覧ください。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
64	委託契約書	15	第55条(ごみ量)	<p>・「なお、計画搬入量から大幅に変動する場合における変動費以外の追加費用とは、配置人員の増加等による追加的な費用をいう」となっていますが、「配置人員の増加及び設備負荷増による整備費の増加等による追加的な費用をいう」として頂きたいです。</p> <p>⇒(理由)ごみ量変動により、計画外の過剰な負荷が設備に係った場合に損耗の度が増して、整備費が増加することは十分あり得ることであると思料致します。</p>	原文のとおりとします。但し、受託者が合理的にその必要性を説明できる場合には、設備負荷増による整備費増加について協議を行うものとします。
65	委託契約書	15	第56条(ごみ質)	<p>・「なお、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した追加費用とは、助燃剤及び薬剤等の増加等の追加的な費用をいう」となっていますが、「助燃剤及び薬剤等の増加及び設備負荷増による整備費の増加等による追加的な費用をいう」として頂きたいです。</p> <p>⇒(理由)ごみ質変動により、計画外の過剰な負荷が設備に係った場合に損耗の度が増して、整備費が増加することは十分あり得ることであると思料致します。</p>	原文のとおりとします。但し、受託者が合理的にその必要性を説明できる場合には、設備負荷増による整備費増加について協議を行うものとします。
66	委託契約書	15	第56条(ごみ質)	<p>・ごみ処理費用の増加分が1.5%を超える場合に限定せずに計画増になった場合には精算対象として頂きたいです。</p> <p>⇒(理由)年間の費用が大きいため、1.5%といえどもかなりの負担になり、受託者側の事業遂行に大きな影響を与えると思料致します。</p>	原文のとおりとします。
67	委託契約書	17	第60条第2項(委託料の支払)	<p>・「・・・委託者は、理由の如何にかかわらず、委託料の内から固定費から当該運転停止により受託者が支払を免れた費用を控除して支払うことが出来るものとする」とありますが、「理由の如何にかかわらず」というのは合理的でなく、片務的であると思料致します。従って、「理由の如何にかかわらず」は「受託者の責めに帰すべき事由により」という文言に置き換えて頂きたいです。</p>	原文のとおりとします。
68	委託契約書	17	第62条(委託料の減額又は支払停止等)	<p>・「減額の上限は、固定費iの50%とする」となっていますが、30%として頂きたいです。</p> <p>⇒(理由)50%は負担が大きすぎ、受託者側の事業遂行に大きな影響を与えると思料致します。</p>	原文のとおりとします。
69	委託契約書	20	第69条(委託者による契約解除に伴う違約金)	<p>「発注者の被った損害の額が違約金の額を上回る場合には、受注者はその差額を支払わなければならない」となっていますが、受託者が受領済の当該年度の委託料を上限として頂きたいです。</p> <p>⇒(理由)委託事業という本事業の性質から、無制限の損賠賠償義務は妥当ではなく、委託料の範囲内とされるべきと考えます。また、契約解除は事業年度の途中で行われると想定され、受領済の委託料の範囲とすべきと思料致します。</p>	原文のとおりとします。但し、違約金の対象はごみ処理に要した直接的な費用とします。

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	項目	質問・意見等	回答
70	委託契約書	21	第71条第5項(本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)	<ul style="list-style-type: none"> 「・・・受託者は、委託者に対してこれを通知し、自らの責任にてこれを修繕する」とありますが、本運転期間は3年3ヶ月間であり、瑕疵担保期間にほぼ相当するため、万一、設備に不具合が生じている場合は、受託者ではなく、建設請負業者の責めに帰すべき事由による場合は、建設請負業者が修繕するものと思料致します。 	瑕疵担保に該当するものについてはお見込みのとおりです。瑕疵担保に該当しないものについては、原案どおりとします。
71	委託契約書	23	第78条(成果物の著作権)	<ul style="list-style-type: none"> 「ただし、発注者は、本件契約の目的を達成するために必要な限度で、受注者が作成した成果物を無償で利用できる」となっているが、「・・・ただし、発注者は、本件契約の目的を達成するために必要な限度で、<u>組合は事前に受注者に確認した上で</u>、これを無償で 사용할 ことができる」として頂きたいです。 ⇒(理由)目的内使用であるとはいえ、受注者の営業的、技術的秘 密事項や知的所有権等を含んだ資料を開示、配布する場合には、事前に受注者に確認をした上で使用して頂きたいです。 	原文のとおりとしますが、応募者の知的財産権の保護等の観点から、当然に応募者に対する事前の確認を行います。
72	委託契約書	24	第83条(財務報告等)	<ul style="list-style-type: none"> 本条にて規定してある「財務報告」については、受託者が共同企業体である場合には、当該共同企業体の財務報告書等を提出すればよいと理解してよろしいでしょうか。 	共同企業体の場合は、共同企業体を構成する各社の決算報告書を提出することとします。
73	委託契約書	28	別紙内訳書2	<ul style="list-style-type: none"> 固定費 ii 運転管理費の中に水道基本料金、変動費の中に水道使用料金が含まれていますが、要求水準書45ページ第12章組合の業務1.4用役(電気、上水、ガス)の調達の中で、組合の業務範囲に水道の調達が含まれています。両者の整合が取れていませんが、いずれが正しいのでしょうか。ご教示ください。 	水道基本料金は固定費 ii に含むものとして、要求水準書を修正します。
74	委託契約書	29	別紙2 委託料2 委託料の改定方法	<ul style="list-style-type: none"> ご提示頂いている委託料の改定に当たっての改定指数(参考)については、より適切に市場動向を反映し、客観的な指数がある場合には、落札者決定後に契約締結に至るまでの間に協議させて頂けるものという理解でよろしいでしょうか。 	様式第22号の下部の注記事項にあるとおり、指標の提案がある場合は、任意様式にて、指標の提案を行って下さい。
75	委託契約書	36	別紙3 モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 36ページの図 本件契約等の未達成の場合のフローにおいて、委託料減額の発生(委託費の10%減額)となっているのは(固定費の10%減額)の誤りではないでしょうか。 	お見込みのとおりであり修正します。
76	委託契約書	38	別紙5 法令変更の場合の費用分担	<ul style="list-style-type: none"> 1 法令変更 a) 本件業務に直接関係する法令の変更の場合の「直接」を削除して頂きたいです。 ⇒(理由)直接ではなく、間接の場合でも業務遂行に多大な影響を与える場合があるため。 (例:道交法の改正により、通常の資材・薬品類輸送ルートで大型トラックが通行禁止となった場合、中小型トラックにて輸送することでコストアップにつながる等) 	原文どおりとします。